

(別紙)

身元保証(引受)委託 重要事項説明書

第1条 (事業主体の概要)

主たる事務所の所在地	横浜市神奈川区反町2-15-14 ヒルトップ反町2階
会社名	一般社団法人シニアライフカウンセラー協会 (屋号：シニアライフ相談サロンめーぷる)
代表者	代表理事 松本 直之
電話番号	045-324-0808
FAX番号	045-534-5793
設立年月日	令和3年6月22日
対応体制	午前10時～17時 上記「電話番号」にお電話ください。

第2条 (本サービスの内容・対象)

【サービス内容】	【①契約内容に含む】 【②対象外です】
高齢者施設への入所等に際しての身元保証	①契約内容に含む
入院や手術に際しての身元保証	①契約内容に含む
入退院手続きや高齢者施設へ転居する際の入所手続（手続の代行、説明の場への同席を含む）	①契約内容に含む
死亡または退去時における身柄の引き取り	①契約内容に含む
賃貸物件における身元保証・家賃保証	②対象外です
財産管理	②対象外です
日常生活の支援	②対象外です
死後事務（火葬・納骨・埋葬、官公署の手続きなど）	②対象外です
成年後見・任意後見	②対象外です

※死後事務委任契約・日常生活支援・財産管理・任意後見は別途締結が必要です。

第3条 (料金)

身元保証料は35万円（税別）です。原則、契約日から1週間以内にお支払い頂きます。入会金、月会費等はありません。

第4条（預託金の有無）

今回の身元保証（引受）委託契約に基づいて、預り金・預託金が発生することはありません。

第5条（解約）

- 1 甲（以下、「当協会」という）又は乙（以下、利用者様という）は、いつでも本契約の解約を申し出ることができます。ただし、利用者様が当協会に対し身元保証（引受）委託をしている期間中は、解約後、当協会に代わる身元保証人がいる場合を除き、解約の申し出はできません。
- 2 身元保証（引受）契約の契約後、解約された場合、契約後の期間によって利用者様が支払った身元保証料を以下のとおり返金します。なお、3年経過後は、事由を問わず、返金額はありません。

3ヵ月以内に解約された場合	80%
3ヵ月を超え1年以内に解約された場合	65%
1年を超え3年以内に解約された場合	50%

第6条（判断能力低下時の対応）

契約継続中に利用者様の判断能力が低下したと当協会が判断した場合には、利用者様の同意を得たうえで、任意後見契約を締結している場合は、任意後見受任者へ伝え、任意後見契約を締結していない場合は、補助（保佐、後見）開始の審判の請求を勧めます。

第7条（医療に関する意思決定）

当協会は利用者様の医療に関する意思決定（医療同意）を行うことはできませんが、事前にお預かり文書を医療従事者に提示する、あるいは医師等による説明時に同席することは可能です。また入院・入所が必要になった際は入院・入所手続きや必要な援助を行います。

第8条（入院・入所時の手続き代行）

当協会は、入院・入所が必要になった際は入院・入所手続（手続の代行・説明の場への同席等）を行います。

第9条（損害賠償）

当協会は、本契約に基づくサービスの提供に関連して、当協会の責めに帰すべき事由（債務不履行又は不法行為）により利用者様に損害を与えた場合、そ

の損害を賠償します。

損害賠償額の上限は、当協会に故意又は重大な過失がある場合は、当協会は利用者様に生じた一切の損害を賠償します。当協会に故意又は重大な過失がない場合は、身元保証料相当額となります。

第 10 条（求償権）

利用者様が入所する高齢者施設または病院等に対する支払いを怠り、当協会が代わりに支払った場合は、当協会は求償債権を取得し、利用者様は、当協会に対して求償債権の全額を支払う必要があります。なお、利用者様は、当協会が代りに支払った日から利用者様が求償債権の完済までの期間、年 14 パーセントの割合による遅延損害金を払う義務を負います。

第 11 条（報告）

本契約に基づく対応を行った場合には、当協会は利用者様に翌月末までに文書で報告します。

第 12 条（寄付や遺贈に関する取扱方針）

- 1 当協会は、利用者様からの生前贈与ないし死因贈与・寄付・遺贈等、その他名目を問わず、当協会の提供した労務ないし委任事務の対価とはいえない金員の授受をお断りしています。
- 2 遺贈寄付などをご検討される場合、当協会において、遺贈寄付先として適当な第三者をご紹介させていただきます。

第 13 条（秘密保持及び個人情報の取扱い）

- 1 当協会は、本契約に基づく身元保証業務を遂行するために必要な範囲において、利用者様の個人情報（要配慮個人情報を含む）を、関連する施設、医療機関、行政機関又は当協会が業務を委託する者に対して提供することがあります。
- 2 当協会は、利用者様の個人情報の保管、管理及び廃棄等の具体的な取扱方針及び管理体制について、当協会が別途定める「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を厳守します。

第 14 条（事業継続のための対応方法）

- 1 当協会は、地震、風水害その他の重大な災害等の不測の事態が生じた場合においても、本契約に基づく身元保証等の必要なサービスを可能な限り継続して提供できるよう、あらかじめ事業継続計画（BCP）を策定し、適

切な連絡体制および業務遂行体制の維持に努めます。

- 2 当協会の倒産、事業の清算、その他やむを得ない事由により、本契約に基づくサービスの継続が困難となることが見込まれる場合、当協会は、直ちに利用者様に対してその旨を通知し、十分な説明を行います。必要に応じて、当協会と同等の身元保証等サービスを提供する他の信頼できる事業者への引継ぎや紹介を行うなど、誠意をもって対応し、必要な支援を行います。

第15条（苦情等の申出先）

本サービスに関するご相談、苦情等は、第1条記載の電話番号までお申し出ください。

上記内容について説明を受けました。

乙（利用者様）

_____年 _____月 _____日

住所 _____

氏名 _____ ⑩

（以下余白）